

第48回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1997年7月15日（火）10:30～11:50

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 伊原委員長代理、田畑委員、藤家委員、依田委員
清水財団法人若狭湾エネルギー研究センター所長
（事務局等）伊藤原子力調査室長
池本専門委員
片山核燃料規制課長
喜多安全審査管理官
核燃料課 篠崎、片岡、鈴木
核燃料規制課 小原、戸ヶ崎
財団法人若狭湾エネルギー研究センター 宮本
原子力産業課 坂本
原子力調査室 松尾、杉本、新井、中山、仙石

4. 議 題

- （1）日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可について
（答申）
- （2）原子力に関する技術的安全と社会的安心等に関する調査について
（平成8年度委託調査結果）
- （3）その他

5. 配布資料

- 資料1 第47回原子力委員会臨時会議議事録（案）
資料2 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可について
（答申）（案）
資料3-1 原子力に関する技術的安全と社会的安心等に関する調査結果報告
資料3-2 原子力に関する技術的安全と社会的安心等に関する調査報告書
資料3-3 原子力に関する技術的安全と社会的安心等に関する調査報告書（添付資料）
資料4 藤家委員の海外出張報告について

6. 審議事項

（1）議事録の確認

事務局作成の資料1第47回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。

（2）日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可について （答申）

平成8年12月26日付け8安（核規）第311号（平成9年6月4日付け9安（核規）第348号、平成9年7月2日付け9安（核規）第396号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件について、前回までの本件に係る審議を踏まえ、また、原子力安全委員会の答申が昨日なされたことを確認の上、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の4第5項において準用する同法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適合について妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件は、以下のような変更を行うものである。

- 1）ウラン精製設備の第1ウラン精製系と第2ウラン精製系及び第1ブル

トニウム精製系と第2プルトニウム精製系の各々2段で構成されていた精製施設を各々1段に変更する。

- 2) 第1低レベル廃液蒸発缶と第3低レベル廃液蒸発缶を統合して第1低レベル蒸発缶とし、第2低レベル廃液蒸発缶と第4低レベル廃液蒸発缶を統合して第2低レベル蒸発缶とする。
- 3) 高レベル廃液貯蔵建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を統合し、新たに高レベル廃液ガラス固化建屋とする。
- 4) 使用済燃料輸送容器管理建屋を建築面積約5,800㎡から約7,100㎡に拡張して設けられる保守エリア及び除染エリアに、使用済燃料受入れ設備として使用済燃料輸送容器保守設備及び関連する低レベル廃液処理設備等を設置する。

(2) 原子力に関する技術的安全と社会的安心等に関する調査について

標記の件について、清水財団法人若狭湾エネルギー研究センター所長より資料

3-1、資料3-2及び資料3-3に基づき、調査結果について報告があった。

これに対し、委員より

- ・一般的に、近代の科学技術は実証主義と経験主義の上に立っていると言われていたが、原子力は果たして実証主義の観点から見る事ができるのかが今後の検討のポイントの一つ
- ・調査研究委員会において出された意見の整理の上に立って、今後一つの研究テーマとして進めてもらいたい
- ・安全と安心の問題は原子力施設の立地地域の地域性も大切なポイントとなる。貴研究センターは地域に根ざした機関であり、今後さらに地域性が反映される方向で検討が進められることを期待する
- ・原子炉等規制法は、公共の安全に主眼がおかれているところであるが、物的損害のみの場合や、敷地内にのみ放射性物質による影響があった場合は「害毒」といえるのかどうかということを考えると、「害毒」の意味するところは状況によって異なるのではないかと
- ・原子力の基礎の教育がおろそかになっているとの指摘に関し、原子力委員会においても、日本原子力学会にお願いしている委託調査でそれらの点について調査し、原子核や放射線などに関する教科書的な学習資料をつくる作業をしているところであり、原子力学会や放射線教育フォーラムなどと連携をとってはどうか
- ・困難であっても「事故が起きても安全である」ということを一般の方に理解していただくよう努力しなければならない
- ・どうなったら社会が「安全」と認識するのかというPAのターゲットを明確にしていける必要がある
- ・一般の人が原子力を理解するという事は、原子力技術を社会的に常識にすることであろう。航空機などは運送手段として社会常識化しており、事故が起こればリスクの問題が議論されることはあまりないが、原子力についても早くそこまで至るよう努力すべき
- ・対話の双方向性が重要で、国民に対する我々の説明責任については十分認識しているが、国民の側から我々への問いかけの仕組みがどうあるべきかの議論も必要
- ・原子力のリスクは結局は放射線リスクであり、自然放射線と人体との関係についての理解増進は、原子力への理解につながる重要なファクターである

等の意見があった。

(3) 藤家委員の海外出張報告について

その他の議題として、標記の件について事務局より資料4に基づき、藤家委員が1997年7月4日(金)から7月13日(日)までの10日間、米国ロスアラモス国立研究所(LANL)等主催の会合に出席し、招待講演等を行ったこと、

LANL並びにユッカマウンテン探査・地下研究施設等の視察を行ったことについて報告があった。

また、藤家委員より、

- ・LANLでは、冷戦後の世界構造の中で生き残りをかけて次のステップを模索しなければならないとの認識があるが、民間との協力に対する認識は必ずしも十分でないと感じられた
- ・特に解体核プルトニウムについては、MOX燃料として利用することもオプションとして検討されており、日本にとっての影響も考え、多大な関心をもっている
- ・ユッカマウンテンの地下研究施設の視察を通して、自然環境などの条件の違いを感じたが、このようにそれぞれの国が持つ条件の違いを今後の議論に生かしていきたい

との意見があった。

なお、事務局より、予算ヒアリングの関係で、次回委員会の開会を10時とする方向で調整したい旨発言があり、その方向で対応することとした。